

建設業者の指名停止について

八代市が発注した八代市新庁舎建設工事の入札に関連し、代表者があっせん収賄罪で起訴された事業者に対し、令和8年6月18日付けで指名停止措置を講じました。

1. 指名停止業者

商号又は名称 株式会社 園川組
所在地 熊本県八代市田中東町 20 号 22 番地
代表者 園川 忠助

2. 指名停止期間

令和8年6月18日～令和9年2月17日(9か月)

※八代市競争入札参加資格者指名停止措置要領別表第3に規定する指名回避期間を控除しています。

3. 指名停止理由

八代市競争入札参加資格者指名停止措置要領別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するため
別表第2

| 指名停止措置要件 | 指名停止期間 |
|--|----------------------|
| (不正又は不誠実な行為) (14)別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、(中略)、工事請負等契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |

問合せ 財務部 契約検査課 担当:岩崎・宮川
TEL 0965-33-4120